

評議員及び役員の報酬等に関する規程

改定：令和元年12月2日定時評議員会で承認

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人全国書美術振興会（以下当財団という。）の定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条第1項に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第20条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、公益法人認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいう。ただし、定款第13条第2項及び第26条第2項に定める費用弁済を除く。

(報酬等の支給)

第3条 理事長、会長には、次に掲げる報酬等を職務執行の対価として、支給することができる。

- (1) 報酬
- (2) 退職慰労金

2 評議員及びその他の役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 理事長及び会長には、別表で定める報酬月額の上限内で、理事会の決議により定めた金額を報酬として支給する。

2 理事長及び会長には、別表で定める退職慰労金の上限内で、理事会の決議により定めた金額を退職慰労金として支給する。

3 評議員の報酬は、別表に定める評議員の報酬に定める額とする。

4 その他の役員の報酬は、別表に定める額とする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人全国書美術振興会の設立の登記の日から施行する。

(別表)

- 1 理事長及び会長 報酬月額上限 250,000円
- 2 理事長及び会長 退職慰労金の上限 報酬月額上限の24カ月分
- 3 評議員の報酬日額
評議員会出席の都度、報酬として1人一律10,000円(手取り額)
- 4 その他の役員の報酬日額
理事会出席の都度、報酬として1人一律10,000円(手取り額)
なお、監事による監査等についても、1人一律10,000円(手取り額)